

【別表 1】

区 分		職 種	単 価 (1 時間あたり)	日 額
県 外	大学職員	教授	8,000 円	16,000 円
		准教授	7,000 円	14,000 円
		その他	4,000 円	8,000 円
	官公署及び学校	管理職	6,000 円	12,000 円
		その他	4,000 円	8,000 円
	その他	医師、弁護士等	8,000 円	16,000 円
		著名人	8,000 円	16,000 円
		その他	4,000 円	8,000 円
	県 内	大学職員	教授	6,000 円
准教授			5,000 円	10,000 円
その他			3,000 円	6,000 円
官公署及び学校関係		管理職	4,000 円	8,000 円
		その他	3,000 円	6,000 円
その他		医師、弁護士等	6,000 円	12,000 円
		著名人	6,000 円	12,000 円
		その他	3,000 円	6,000 円
内 部 講 師		勤務時間外	1,500 円	3,000 円
		勤務時間内	0 円	0 円

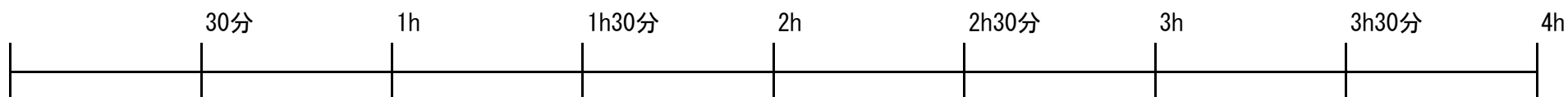
※本基準は、「謝金の標準支払基準の改定について」（平成 27 年 3 月 6 日各府省等申合せ）を参考に設定。

## 支払基準（講演会・研修等）について

講演会・研修等については1日2時間までを基本

超過時間は2時間以内

※会議出席謝礼については、1回2時間未満とし、それを超える場合は日額を適用する



~59分

- ・全体で30分未満の場合は1h。端数については30分以上は切り上げ→1hでカウント
- ・算定式は、（単価×1h）となる

~1h29分

- ・端数については30分未満は切り捨て→1hでカウント
- ・算定式は、（単価×1h）となる

1h30分~2h29分

- ・端数については30分以上は切り上げ。30分未満は切り捨て→2hでカウント
- ・算定式は、（単価×2h）となる

2h30分~3h29分

- ・端数については30分以上は切り上げ。30分未満は切り捨て→3hでカウント
- ・算定式は、（基本分：単価×2h）＋（超過分：単価×50%×1h）

3h30分~4h00分

- ・端数については30分以上は切り上げ。→4hでカウント
- ・算定式は、（基本分：単価×2h）＋（超過分：単価×50%×2h）